

# 森林・林業・山村振興施策の推進に関する提言

我が国の林業は、近年、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、国産材供給量は回復傾向にある。

しかしながら、施業集約化や路網整備・機械化の立ち後れによる採算性の低下、脆弱な木材供給体制などによる生産活動の停滞、さらには集中豪雨、地震、台風等の度重なる自然災害の発生により、地域の安心・安全が脅かされ、森林の持つ多面的機能の低下が懸念される極めて厳しい状況にある。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地では、林業再生に向けた取組が進められているが、依然として全体復旧には至っていない。

このような深刻な状況下において、森林の適正な整備・保全を着実に推進するとともに、林業の成長産業化に向け、森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化や路網の整備、林業を支える担い手の確保・育成、地球温暖化防止に向けた森林整備と多面的機能発揮のための対策、並びに木質バイオマスの利用促進を含む国産材の安定的・効率的な供給体制の構築や新たな木材需要の創出等により、我が国林業の持続的かつ健全な発展を図る必要がある。

よって、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1 森林整備・治山対策の推進

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全など森林が持つ公益的機能が継続的に維持・発揮されるために必要な財源を確保すること。

また、施業集約化や路網整備等の取組をより一層推進するとともに、同整備にかかる支援措置の拡充を図ること。

さらに、主伐を行う際の路網の計画的整備など主伐を促進するシステムを確立するとともに、主伐後の植栽・保育等の森林再生に対する総合的な支援を行うこと。

(2) 間伐等の緊急に施業が必要な森林整備を速やかに実施するため、森林経営計画の認定手続きや補助申請、及び土地の所有者届出制度の事務の簡素化を図ること。

(3) 荒廃竹林の拡大により、隣接した人工林への侵入や竹藪化に伴う里山環境の悪化、景観破壊等の問題が深刻化していることから、竹林整備にかかる取組を強力に推進するとともに、竹材の有効活用や新たな製品開発を行うなど総合的な対策を講じること。

(4) 森林の保全や災害防止の推進に当たっては、治山対策事業の効果的な実施及び必要な財源を確保すること。

また、路網整備が図れない奥地林などでの「伐捨間伐（切捨間伐）」への支援を継続すること。

さらに、森林の計画的な整備・保全をより円滑に行うため、森林境界の明確化等を強力に推進し、森林所有者の確定に向けた環境整備や森林情報のインフラ整備を図ること。

- (5) 森林・林業の再生に向けた取組を実現するため、地域の森林・林業の牽引者となる森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナー等に対する研修会を実施するなど、人材育成に対する支援を強化すること。

また、担い手の確保・育成を図るための支援を強化するとともに、林業従事者の賃金や雇用形態、安全面等の待遇改善に向けた取組を推進すること。

## 2 木材利用の推進

- (1) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置を拡充するとともに、比較的安価な木材利用について、搬出と流通の円滑化を図り、新規販路を開拓するなど幅広く検討すること。

また、木材価格の低迷に対応した支援制度を創設すること。

さらに災害時における木造応急仮設住宅の建設を推進するための供給ネットワークを全国的に確立すること。

- (2) 再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。

また、除染のために伐採した木材のバイオマス利用やこれからの林業の柱となる新たな木材利用について幅広く検討するとともに、流域単位での木材流通や利用を促進するために、地域循環型の木材供給体制を構築するための支援措置を拡充すること。

## 3 森林病虫害被害対策の推進

- (1) 松くい虫被害の拡大防止を図る観点から、松くい虫被害を受けない抵抗性マツの研究を推進するとともに、環境にやさしい防除方法の確立を図るなど総合的な松くい虫対策を強化すること。

併せて、ヤノナミガタチビタムシ等の新たな病虫害による森林被害の防止に向けた取組を強力に推進すること。

また、海岸部における民有保安林について、公有化に向けた支援策並びに駆除・防除に対する支援措置を講じること。

- (2) ナラ枯れ被害等については、国有林・民有林の連携による被害調査や駆除など総合的対策を推進すること。

## 4 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁横断的な体制整備と広域的な被害対策を推進すること。

(2) 高齢化等による鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、狩猟制度及び関係法令について更なる見直しを行うなど、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、鳥獣捕獲対策の事務の効率化や充実強化を図ること。

## 5 官行造林の適正な取り扱い

公有林野等官行造林の契約解除に伴う大規模伐採に当たっては、地元自治体の意見を踏まえ適切な処理を行うこと。

また、皆伐による収益の見込めない造林地については、適切な森林管理を前提として地権者に権利譲渡するなど、柔軟な対応を図ること。

## 6 水源地域の保全強化

「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。

## 7 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進

「地球温暖化対策のための税」については、森林吸収源対策やCO<sub>2</sub>排出抑制策など、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、その一定割合を地方に譲与する仕組みを創設すること。

## 8 森林開発の抑制

保安林以外での森林開発による太陽光発電設備等の建設に当たっては、森林機能の継続的な維持と再生可能エネルギー活用推進の両立が図られるよう必要な措置を講じること。

## 9 東日本大震災及び原発事故からの復興

東日本大震災を踏まえ、海岸防災林の再生等の早期復興を図るための総合的な支援措置を充実強化すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、森林の除染や放射性物質を含んだ廃棄物・焼却灰の適切な処理及び原子力損害に対する迅速かつ適切な賠償が確実に実施されるよう万全の措置を講じること。

さらに、風評被害により価格が下落しているシイタケ等の特用林産物について、価格や消費の回復を図るとともに、生産を継続できるよう支援措置を講じること。

平成 26 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会  
林政問題に関する研究会